

ゴルフ文化産業論

連載を始めるにあたって

昭和末期、40歳を迎えようとしていた団塊世代の弁護士だった私、ゴルフなどというわけのわからないものを始めてしまったところから、この物語は始まる。

それまでゴルフなど無縁だった私にも、いやおうなくゴルフのお誘いが来る時代だったのだ。

関東地方でゴルフ会員権を買おうとしたら、1000万円以下の会員権がなかった時期が本当にあったのだ。まさにバブル、つまり「泡」の時代、今となっては紙くずに近いゴルフ会員権購入に、担保もろくに取らず、貸し込んだ金融機関は無数にあった。

資金借り手の法人個人は、生き延びるためには、借金返済に追われることになる。会員権の売却損

が損益通算可能な時期はまだよかつたが、会員たちのガス抜きも要らないと判断した財務省は、平成26年、会員権譲渡損について、損益通算制度を廃止した。

ある本(ゴルフ場そこは僕らの戦場だった、2015年ほんの木)で、バブル崩壊時に30兆円以上といわれたゴルフがらみの不良債権が紙くず化して、どこにその反面利益が流れたのか、検討したことがある。それなりに金額の根拠も探し出して、推定できたのは、やはり常識どおりの結果であった。

ワリを食ったのは、会員さんたちとゴルフ場に資金を垂れ流した金融機関たち。他方巨額の利益はやはり、ゴールドマンサックスやローンスターなど外資系ファンドに流れたことは、何とか説明できたと思う。

ゴルフ産業論とゴルフ文化論

ここで外資系ファンドが大もうけできたからくりを説明しよう。(A)その一つは、民法で認められている「債権譲渡」なのだ。サービサーという債権買取業者が、この制度で大もうけしていいことを国が奨励したのだ。

不思議なことに、たった1円(時に0円)で取得した「不良」債権であっても、法的には額面全額を請求できるというのが、わが国の法律なのだ。それって「やくざ」の世界の話ではなく、平成の時代、リアルな話だったのだ。

そんな「はしたない」ことを、たくさんの会員が目にするゴルフ場で、当初日本の大企業はやらなかった。だから、外資系ファンドたちは、丸儲けできたのだ。

(B)そしてもう一つ、絶対的な物権ではなく単なる債権(という紙切れ)に過ぎないゴルフ会員権は、本来、ゴルフ場オーナー(所有権者)が変わると権利が消滅する弱い権利だった。法律で保護されるようになつた借地権や借家権と異なり、保護する法律がないゴルフ会員権は、まさに「売買は会員権を破る」という前近代的な状況が続いていたのである。

真里谷CCを競売で落としたオリックスの宮内社長が、「顧問弁護士に確認したら、競落したその日から会員は会員の地位を失う」と公言したことは、今でも法的に根拠のある話なのだ。

実は外資系ファンドが、最初にやってきたとき、彼らはこの(A)と(B)のどちらをとるか、本気で検討していた。彼らは、内心は(B)

僕たちの、ゴルフ場新理論は、もしかしたら、ゴルフ文化論だったのかもしれない。



西村國彦 (にしむら・くにひこ)

お酒は飲めないしカラオケも駄目の営業手前の弁護士。そんな男が40歳を迎える年、ゴルフを始めたことから、人生も性格も激変。ゴルフ好き仲間を求めるとオデッセイになって、世界を放浪。ゴルフエッセイも書く傍ら、法的に弱いゴルフ場会員さんの権利を守るため、「新理論」を構築。ハゲタカ外資にも正面から闘いを挑み、撃破。最近、シヤスの世界も覗いています。

で行きたかったようだが、やはり会員たちを本気で怒らせる(B)は賢明にも採用しなかった。

彼らは、「プレー権」という鉛を会員に与えながら、(A)債権譲渡で、二束三文で購入した債権額面を最大限利用して、会社更生法や入札制度をテコに、短期間に数百のゴルフ場を取得した。

外資系のそんなやり方が性に合わない私は、この間私呼びかけに応じて目覚めた会員さんたちをまとめながら、外資系のやり方を食い止める活動を続けてきた。

この活動を今振り返ると、こういうことになるだろう。

法律的観点または経済合理性の観点からは、ゴルフ場会社が破綻したら無になるという弱い権利であるゴルフ会員権について、社会的弱者といふべき会員たちの権利を守るための理論を樹立することが求められていた。

そういう一見、誰もがしり込みする無理難題だと燃えるのが、天

邪鬼な私。問題を解くヒントを探すため、ゴルフ以外の本を読み漁り、たどり着いたのが、東大法学部教授だった内田貴先生。

①ゴルフの文化と歴史を学ぶこと、②わが国のゴルフ場に資金を出した関係者たちの利害関係を分析すること、③わが国特有の預託金会員制度について研究することなどから、当時ゴルフ業界で「ゴルフ新理論」と呼ばれた理論を構築した。

これは、会員たちを守るため、一定の場合預託金返還を制限できるという、センサーショナルな理論だったから、一部にこれは感情論だ」という批判も受けた。しかし20件の新理論判決が出たことから、それが法律論だったことが裏付けられた。

これこそ、資本主義経済のもとでのゴルフ産業論に対するアンチテーゼとしての「ゴルフ文化論」だったのかも知れない。

ゴルフ場クラチャン競技のみな

らず、JGA主催公式競技にチャレンジするゴルフ競技者としての私。ゴルフオデッセイとして世界のトップランクのゴルフ場を放浪し、撮った写真とともにゴルフエッセイを書きゴルフ雑誌に投稿する私。また世界のメジャートーナメント会場のロープの内側を、重たい望遠レンズつきのカメラを持って選手を追いかける私。そして大塚さんの「ゴルフ五番目の愉しみ」のひとつとして、ゴルフ関係書籍を集め読む私。フェイスブックに日々投稿を繰り返す私。

これらの私すべてが、ゴルフ場会員救済のための理論を考えると、き、動員されるのだ。

さて、今回の連載では「ゴルフ産業論のアンチテーゼとしての「ゴルフ文化論」の成果である「ゴルフ新理論」を、これまで私が担当した事件を手がかりに検討してみたい。東相模GC、成田GC、太平洋Cのほか、昨年のゴルフスタジアム事件も取り上げたい。

の倶楽部ライフを垣間見ることができた。

欧米では、街とゴルフ場が近いのだ。スコットランドのオールドコースやノースベリックでは、まさに街から出て(going out)教会の尖塔を目標に街に帰ってくる(coming in)ことが、本当に実感できるのだ。

アメリカでも、夕暮れ近く、母親と子供さんが仲良くキャデイバッグを背負ってスタートしていく情景を、何度も見せられた。欧米の倶楽部ライフは、地域住民の生活ひいては文化と一体化しているのだ。

ゴルフ文化的なシーンとしての 欧米の倶楽部ライフのあり方

欧米の倶楽部ライフの歴史については、フリーメイソンとどう関係があるのかは別として、私の師匠のひとりである大塚和徳さんの書籍が勉強になる。

大塚さんは、長年、ワールドワイドな活動をされながら、欧米のゴルフ場を巡っていた方。数年間私は彼の運転手をしながら欧米の有名コースを回り、彼ら